

「鳴門市指定ごみ袋引換券」についての Q & A

1	引き換えるごみ袋のサイズを変更することはできますか。
	交付するごみ袋は「取っ手付き燃やせるごみ」の中サイズ 20 枚です。その他の種類やサイズへの交換はできません。
2	ごみ袋の引き換えに行けない時はどうしたらいいですか。
	代理人の方にお渡しすることも可能です。家族や友人に引換券を預かってもらうなどにより引き換えを依頼してください。（転売や換金は禁止しています。）
3	引き換えする場所の地域指定はありますか。
	地域指定はありません。利用しやすい引換店での引換をお願いします。
4	市外から転入してきましたが、ごみ袋はもらえますか。
	令和 8 年 8 月 1 日時点で鳴門市内に住民票がある方が引き換えの対象です。8 月 1 日までに市外へ転出された方や 8 月 2 日以降に転入された方は対象外となります。
5	基準日の翌日以降に世帯員が亡くなってしまったのですが、ごみ袋はもらえますか。
	基準日（令和 8 年 8 月 1 日）の翌日以降に亡くなられた場合でも引換券は送付発送されますので、ご家族の方でご利用ください。
6	引換券が届いていませんが、郵送されましたか。
	引換券は、9 月下旬から世帯主様に宛てて、順次発送します。8 月 2 日以降に転居（鳴門市内から鳴門市内への住所異動）された等により、11 月に入ってもご自宅に引換券が届かない場合はお手数ですが、市環境政策課（電話 088-684-0781）までご連絡ください。 なお、お手元への到着日にかかわらず、引換期間は令和 9 年 1 月 31 日までとなりますので、引換期間内に必ずご利用ください。
7	引換券を紛失してしまいました。再発行してもらえますか。
	引換券の紛失や滅失などに対して再発行はできませんのでご了承願います。
8	引換券は、どこのお店でいつから利用できますか。
	引換期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの 4 か月間となります。 また、使用できるお店については、引換券に同封の「指定ごみ袋引換店一覧表」をご確認ください。その他にも、市公式ウェブサイトでもご確認ください。

9	使用期限が過ぎてしまった引換券は使用できますか。
	大変申し訳ありませんが、使用期間を過ぎた引換券は利用できません。
10	引換券が破れてしまいましたが使用できますか。
	破れたり、汚れたりした引換券（以下「損傷券」という）についても、以下を満たしていれば引き換えることができます。 【ごみ袋の引換対象となる損傷券】 ・券面の3分の2以上が残存するもの。（3分の2未満の引換券については失効となります。） ・引換券の紙片が2枚以上ある場合、当該各紙片が同一の券の紙片であると認められるときは、当該各紙片の面積を合計した面積を、その券面の残存面積として、前述の基準を適用します。